

森林認証取得ガイド 【木材産業者向け】

森林認証は「社会」「経済」「環境」の3つを同時に担保する認証です！*

こんなときに利用できます！

- 木材輸出を目指す際に
- 環境意識の高いビルダーや住まい手さん向けに
- 企業の社会貢献のアピールに
- 森林から木材、木材から住宅・家具・紙までの垂直連携のツールに

森林認証のロゴマークが商品に表示されることで、適切な森林管理がなされた木材や製品を消費者が選択することができます。森林認証に取り組むことで、地域の適切な森林管理を後押しする大きな役割を担うことに貢献します。

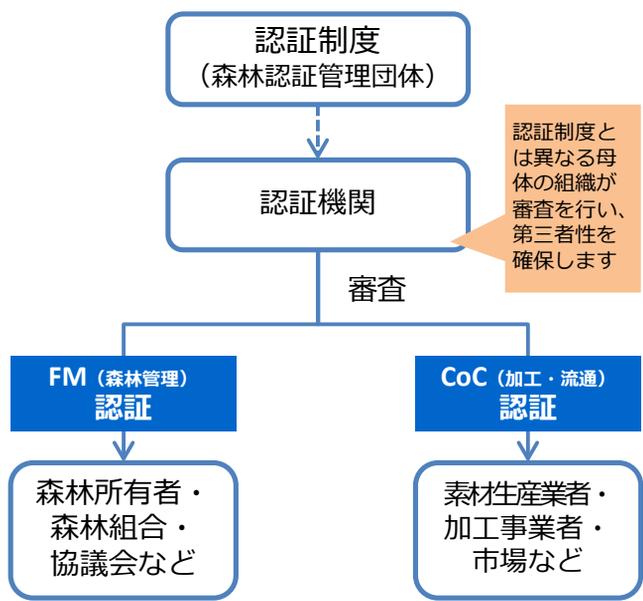
*認証の基準や目的等は各認証制度により異なります。
詳細については各認証制度のホームページ等をご確認ください。

森林認証とは？

森林認証は、独立した第三者機関（認証機関）が一定の基準等に基づき、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林または経営組織などを審査・認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品を分別し表示・管理することにより、消費者の選択的な購入を通じて、持続可能な森林経営を支援する取り組みです。

森林認証制度は、森林管理を認証する「森林管理（FM: Forest Management）認証」と、認証森林から産出された林産物の適切な加工・流通を認証する「CoC（Chain of Custody）認証」で構成されます。これらの構成はFSC®、SGEC及びPEFCのいずれの認証制度も共通です。

森林管理（FM）認証とCoC認証



世界・国内の現状

海外では欧米を中心に森林認証が普及してきました（右表）。この背景には、木材や紙パルプの国際貿易において、輸出事業者が輸出先に対し、自国の木材・紙パルプが持続可能性のある原材料であることを証明する必要があったためです。現在、日本の認証森林面積は限られています。CoC認証取得件数はアジアでも中国に次いで2位です。製紙・印刷を主体に認証が取得され、世界全体でも上位を位置します。

世界の森林認証の取得状況

（FSCは2016年1月時点、PEFCは2015年11月時点）

	FSC		PEFC	
	認証森林面積 (千ha)	CoC認証件数	認証森林面積 (千ha)	CoC認証件数
北米	66,172	3,699	156,794	439
ヨーロッパ	88,549	15,802	83,973	8,919
オセアニア	2,683	440	10,400	257
アフリカ	7,385	168	0	5
中南米	13,457	1,609	4,968	771
アジア	8,164	8,083	10,917	916
- 日本	393	1,046	0	191
			(1,311)	(350)
計（世界全体）	186,410	29,801	267,051	10,702

※日本の括弧内の値はSGECの認証森林面積及びCoC管理事業体数（2016年1月現在）

認証取得によって期待されるメリット

木材産業者にとって、CoC認証の取得は次のようなメリットがあると考えられます。

- 商品**
 - グリーン購入法に適合した商品として販売できます
 - 商品にロゴマークを表示できます
- 流通**
 - 製品の管理・識別を強化できます
 - 認証材を求める顧客の開拓や、認証材市場に参入することができます
- 広告**
 - 適切な森林管理の推進に貢献でき、その取組を外部に発信できます
 - 企業のイメージの向上につながります

認証の活用によって事業リスクの低減が可能

森林認証制度の登場以来、企業の社会的責任の観点から森林認証が活用されてきましたが、今後はこうした活用も維持しつつ、事業リスクを低減するために積極的に活用することが期待されます。

製材会社、製紙会社、住宅メーカー、印刷事業者などの林業に関連する事業者にとって低減が期待される事業リスクとして次のものが考えられます。

- ① 調達木材が違法伐採された木材であるリスク
- ② 合法性やトレーサビリティのない木材を使用することで、企業の評判を下げるリスク
- ③ 海外の情勢変化により材料調達が停止あるいは減少するリスク
- ④ 国際市場に日本産木材が輸出できなくなるリスク など

森林認証材の供給体制の構築

垂直連携により川上の森林認証取得を拡大

森林認証の強みは、①持続可能性・合法性をもっていること、②計画に基づいた安定供給が可能となること、③海外の認証材市場への輸出可能性を持っていることが挙げられます。

こうした強みを活用する観点から、サプライチェーンの川中を担う加工流通業者（例えば製材業者等）が中心となって、森林認証制度を基盤とした供給体制を構築するモデルが考えられます（右図）。

このモデルでは、森林所有者や素材生産業者は、木材の納入先の加工流通業者（製材業者等）が中心となった認証グループに参加し、認証された森林管理計画に基づいて木材を生産し、計画的な納入を行います。

これによって、加工流通業者（製材業者等）は、川上から合法性やトレーサビリティが証明された認証材を安定的に確保することができます。つまり原材料調達リスクを回避することができます。また、認証の取組を通じて、地域の森林管理が一段とレベルアップします。

森林認証による垂直連携の一例（モデル）



川下にも認証取得を働きかけ、認証材の最終製品化を強化

認証材は、個人向けの住宅はもとより、公共建築や商業施設での木材利用において、アピールすることが可能となります。このためには、顧客のニーズに応えられるように認証材を最終製品として供給できるようCoC認証の取得が必要です。

CoC認証取得までの流れ

木材産業者を中心としたグループ認証を進める場合、次のようなステップが一例として考えられます。



認証取得・活用のポイント

グループ認証の活用

グループ認証とは、中小規模の企業や組織が1つのグループとなって認証を取得する方法です。複数の法人で構成されるため、各法人の負担が軽減され、認証に取り組みやすくなります。認証制度によってグループ認証の要件が異なりますので詳細をご確認ください。

森林経営計画の活用

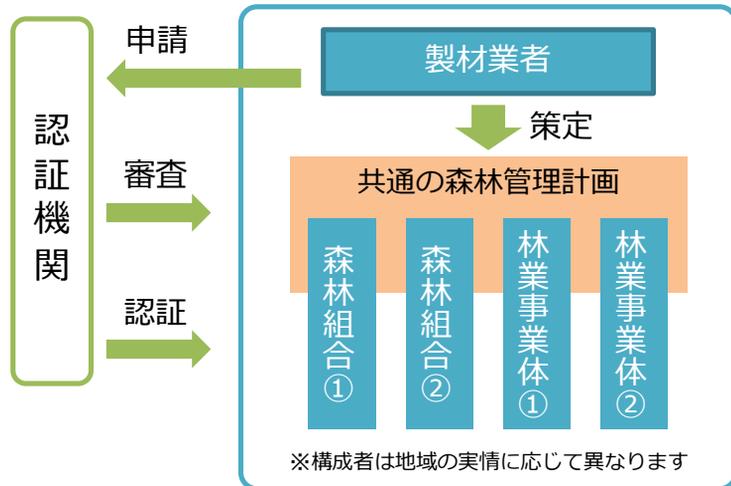
既存の森林経営計画をベースにした認証取得も可能です。地方公共団体（都道府県や市町村）やコンサルタントなどの支援を受けつつ、認証の原則と基準に対応した書類を整えます。

特に、複数の所有者による森林経営計画の作成にあたっては、森林情報の収集や森林所有者との合意形成が基盤となります。

CoC認証・管理のポイント

CoC認証の管理のポイントは、材料の調達段階では認証材であることを文書で確認することです。また製造段階では識別管理がポイントになります。最後に販売段階では、ロゴマークの適切な使用が求められます。

製材業者を中心としたグループ認証（イメージ）



調達

- 調達先がCoC認証取得者であること
- 調達先から発行される証票に認証材であることが明示されていること

製造・識別

- 認証材と非認証材が混ざらないように識別管理され、販売先まで追跡可能であること
- スタッフの教育及び内部監査が実施されていること

販売

- 認証材製品であることを証票に明示すること
- ロゴマークをつける場合は森林認証管理機関に使用の承認を得て、適切に使用すること

文書化

- 管理手順が文書化されていること
- 関連記録が保管されていること

もっと詳しく知りたい方は...

認証制度

平成28年3月現在

FSC（特定非営利活動法人日本森林管理協議会）

〒160-0023東京都新宿区西新宿7-4-4武蔵ビル5F TEL:03-3707-3438

SGEC（一般社団法人緑の循環認証会議）

〒100-0014東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル4F TEL:03-6273-3358

PEFC（特定非営利活動法人PEFCアジアプロモーションズ）

〒162-0801東京都新宿区山吹町4-7新宿山吹町ビル302号 TEL:03-3513-0291

森林経営計画など

林野庁森林整備部計画課
（全国森林計画班）

代表：03-3502-8111（内線6144）

木材加工・流通など

林野庁林政部木材産業課
（流通班）

代表：03-3502-8111（内線6102）